

各位

NPO 法人 ひとり暮らし高齢者の笑顔をつくる会  
理事長 野崎 ジョン全也 (のざきじゅんまさや)  
事務局:06-6585-7131 携帯:090-2172-0007

## 身元保証・財産管理・療養看護・死後事務等受任による「家族代わり」に関するご案内

記載されている料金は、全て税込表示です。

### 【はじめに】

2012.10 設立以降「まるで、あなたの本当の家族のように。」をビジョンに、行政や社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生・福祉委員、医療機関、介護施設・事業所等 150 を超える事業所との緊密な連携の中で、制度外サービス提供に特化した活動を続け、大阪府内における一福祉資源として制度の補完に努めています。

<ご参考>連携実績のある主な社会福祉協議会・地域包括支援センター

大阪府社会福祉協議会、北区大淀、西区、大正区、天王寺区、旭区/旭区西部、鶴見区西部、阿倍野区北部、平野区平野/加美/喜連/瓜破/長吉、西成区東部、堺市第1/第2、吹田市社会福祉協議会、吹田市藤白台/亥の子谷、枚方市安心苑、松原市社会福祉協議会、松原市徳洲会、藤井寺市、羽曳野市社会福祉協議会

契約者 733 名 ※身元保証や財産管理、金銭管理、死後事務委任者数 62 名 (2019.11.30 現在)  
サービス提供実績 2,299 回/4,125 時間(2018 年度)・・・生活や入通院時の援助、外出時付添等

### 【概要】

主に身寄りが無かったり疎遠であったりあるいは家族が仕事や子育てを抱えていたり居住地が離れていることで孤立しがちな高齢者を対象に、社会保障制度では対応できない「家族代わり」としてのあらゆる支援や援助を通じて、ひとりひとりに安心と彩りのある老後を全うして頂くことが会の活動目的です。

身体が衰えてくると、日常生活のお手伝いをはじめ介護保険制度で様々なサービスを受けることができます。しかし、銀行で代わりにお金をおろしてきて欲しい、先生の声が聞こえないから病院に一緒に行って欲しい、あるいは花を一輪飾りたい、たまに外食をしたいといった些細な願いを制度で叶えることは困難です。

精神が衰えてくると、申立により、家庭裁判所によって選任された後見人等が本人に代わって財産や権利を守るという法的な支援を受けることができます。本人が契約の締結に必要な判断能力を有している間に、将来自己の判断能力が不十分になったときの後見事務内容と後見人を、自ら事前の契約によって決めておく任意後見という制度もあります。当会でも任意後見人を務めています。

しかし、現行制度では誤った判断で締結した契約を取り消す権利は成年後見人にしか与えられませんし、後見人が被後見人の日常生活に深く関わったり、利益相反する身元保証人を務めたりすることはありません。費用という観点でも、公正証書作成や後見開始申立の実費、後見人への報酬、加えて裁判所が必要と判断した際には後見監督人に対しても報酬が発生致します。

※低所得者は行政からの助成や成年後見助成基金、民事法律扶助等の制度を利用できる場合があります。

当会では、特に資産規模 300 万円未満 (生活保護受給者含む) の方に対しては、民法上の財産管理 / 療養看護 / 死後事務委任契約を締結し、市民からの寄附金や当会事業の収益を優先配分しつつ、利用者の家計の範囲に収まる報酬で制度では対応できない身元保証はじめ独自サポートを提供し、一生涯「家族代わり」を務めることができる仕組みづくりに取り組んでいます。

併せて、行政はじめ医療機関、介護事業所、金融機関等がどこまで当会を「家族代わり」として認めるか、つまり民法上の財産管理/療養看護/死後事務委任契約がどこまで有効かの実証実験も数年にわたって実施しており、戸籍や住民票、印鑑証明、医療保険・介護保険制度、自立支援法、市営住宅入退去等行政窓口でのあらゆる手続、金融機関での預貯金入出金や解約、介護サービス利用時や入院時あるいは施設入所時のキーパーソンといった広範囲にわたりその効力を確認し、多くのノウハウを蓄積して参りました。

## 【身元保証サポート<施設入所特化型>】 連帯保証 + 身元引受

施設入退所時の各種手続、施設費滞納等債務の履行責任、緊急時の駆けつけ（救急搬送時は病院への駆けつけ）、転退所時の身柄引受、死亡時の葬儀社手配等を担います。

※緊急時の対応は可能な限り速やかに行いますが、即時を謳うものではありません。

施設入所時の身元保証人にお困りで、かつ料金を極力抑えたいと考えておいでの方達の受け皿となるべく、以下内容で身元保証をお請けします。

- ・ 入所施設の月額利用料金をベースに適正な料金を提示致します。
- ・ 施設や当会に財産管理を委任される場合、月額利用料金 1～2 ヶ月分の料金でご利用頂けます。
- ・ 日常のサポートや緊急時対応等は、ご利用頂いた分だけ都度お支払い頂く料金体系です。
- ・ 料金は掛け捨て。預託金ではありません。
- ・ 判断能力が不十分な方や生活保護受給者の方も、当会への財産管理委任を条件にお請けします。  
特に、生活保護受給者の方は、ケースワーカー等を通じてご相談頂ければ分割払や減免等に応じます。

例) 一般的なサービス付き高齢者住宅にご入居される場合の身元保証料金

- ・ 当会に財産管理・療養看護を委任される場合 … 165,000 円
- ・ 施設や後見人に財産管理を委任される場合 … 275,000 円
- ・ 上記のいずれでも無い場合 … 429,000 円

## 【身元保証サポート<入院特化型>】 連帯保証 + 身元引受

入退院時における各種手続や診療方針・措置/手術・救急救命措置に関する同意、病状や術後経過等医師からの代理聴取、退院調整、転退院時の身柄引受、死亡時の葬儀社手配等および入院費用等の連帯保証を担います。

主にご家族と離れてお住まいの方や身寄りの無い方を対象に、当会が身元保証を務め手続や情報収集を代行することで、ご家族やケアマネジャーへの円滑な情報提供ならびにご家族の負担軽減を実現致します。

- ・ 健康保険が適用されない自由診療や、先進医療・個室利用等保険外併用診療を目的とした入院は対象外
- ・ 前項引受不可の場合や入院されなかった場合、身元保証を依頼されなかった場合等いずれも返金は不可
- ・ 入退院時・入院中の各種サポート…各種手続代行、医師等からの情報収集、措置や手術に対する同意代行等キーパーソンとしての実際の対応時や、入退院準備、送迎/付添、日用品等買物代行、コインランドリーでの洗濯、光熱費等支払代行、ご自宅確認等は、別途入院サポート料金を申し受けます。
- ・ 公共交通料金やガソリン・駐車・高速道路料金等は実費負担頂きます。

入院時の身元保証料金

・ 終身タイプ … 99,000 円

入院時身元保証を一生務めます。

・ 標準タイプ … 33,000 円

入院毎のお申し込みが必要ですが、30 日以内の再入院は無料、1 年以内の再入院は半額でお引き受けます。

## 【財産管理・療養看護等委任契約】

お元気な内は、ご自分の財産を管理して貰うなんて考えもしないですね。

しかし、例えばケガで歩くことができなくなったり病気で寝たきりになったりしてしまう方は少なからずおられます。病院にひとりで行く自信が無い、ATMが遠い、スーパーで買物ひとつできない・・・どうしたら良いのでしょうか。

もちろんご家族や信頼できる友人がおられれば安心です。

そういった方がおられない時に当会がお役に立つことができれば幸甚です。

当会では、身寄りがおられない方や、ご家族・親戚がおられても疎遠であったり入院・入所されていたりご結婚や転勤・海外赴任等で遠く離れてお住まいであったり、あるいは身内には頼みづらい、頼みたくないといった方を対象に、財産管理と療養看護の受任を通じて委任者の方の「家族代わり」（キーパーソン）を務めています。

役所や金融機関等での様々な手続きを代行したり、医療機関・介護サービスの選定をしたり、お身体の状態によっては引越先や施設を探したりあるいは公園でのお散歩や外食をお誘いしてご一緒したり、行きつけの美容室にお連れしたり。別途、身元保証<入院特化型>のお申し込みが必要ですが、救急搬送時には搬送先に駆けつけて各種手続きを代行致しますし、入院中の Dr.とのやりとりや身の回りのお世話もしっかり務めます。

そして、いつの日かお亡くなりになった際には当会がお預かりしていた財産を法定相続人や指定する方にお引き渡します。まさに「家族代わり」として長いおつきあいをさせて頂くことになるのです。

「財産管理・療養看護委任契約」は、委任者の財産の適切な管理のために講じる事務処理を取り決め、委任者の生活の安定と向上を図ると共に、委任者の死後、法定相続人や指定する者に管理財産を引き渡すまでの事務処理について明らかにするものであります。例えば A 金融機関の預貯金だけ管理して欲しい、今は何もしなくて良いが急な疾病等で精神あるいは心身の状態が著しく低下した際に開始して欲しい等その内容は自由に定めることができます。

### （委任事務等の範囲）

1. 当会は、積極的かつ合理的配慮をもって、委任者の意志決定を支援します。
2. 当会は、委任者と適宜面談し、主治医その他医療関係者から委任者の心身の状態について説明を受け、ケアマネジャーやヘルパー等日常生活援助者と密接な連携を図ることで、委任者の生活状況及び健康状態の把握と向上に努めます。
3. 委任者の生存中、委任者は以下事務処理のための代理権を当会に付与し、当会は事務を受任します。
  - (1) 委任者の指定する財産の管理と保存
  - (2) 委任者が契約する銀行等の金融機関、郵便局、証券会社との取引に関する事項
  - (3) 委任者の保険契約（類似の共済契約等を含む。）に関する事項
  - (4) 委任者の収入（年金その他の社会保障給付や保険金等）の受領及びその手続き等一切の事項
  - (5) 委任者の支出（家賃、公共料金、税金、介護サービス利用料、医療費等）の支払い及びその手続き等一切の事項
  - (6) 委任者の生活に必要な送金及び物品の購入その他の日常関連取引（契約の変更、解除を含む。）に関する事項
  - (7) 医療契約、入院契約、介護契約その他の福祉サービス利用契約、福祉関係施設入退所契約に関する事項
  - (8) 印鑑、印鑑登録カード、住民基本台帳カード、預貯金通帳、各種キャッシュカード、有価証券、その預り証、年金関係書類等の重要な契約書類その他重要書類の保管及び各事項の事務処理に必要な範囲内の使用に関する事項
  - (9) 登記及び供託の申請、税務申告、各種証明書の請求に関する事項
4. 委任者の死亡に伴う以下の業務 ※死後事務委任契約は別途締結
  - (1) 死後事務委任契約が終了するまでの期間において委任者に帰属する全ての財産の管理、保存、処分、変更
  - (2) 死後事務委任契約終了時に、委任者から委任された管理財産から費用及び報酬を控除した残余金について、委任者の法定相続人や委任者の指定する者への速やかな引き渡し

### 財産管理・療養看護等委任契約報酬（預貯金 300 万円未満の場合）

- ・月額報酬は、通帳等を開示頂き利用者と相談の上、家計の範囲に収まる額を設定致します。  
0 円～11,000 円となります。
- ・死後事務委任契約終了時、残余財産の内、預貯金の 50%を報酬として受けとります。  
残余預貯金が 100 万円未満の場合は原則 100%を報酬として受けとります  
上記は一例であり、各利用者の家庭環境等を熟慮しご相談の上で決定致します。

### (財産管理委任契約のメリット・デメリット)

財産管理・療養看護委任契約は成年後見制度に比べて自由度が高いですが、デメリットもあります。両者の大きな違いは、成年後見制度が精神上の障害による判断能力の減退があった場合に利用できる制度であることに対して、財産管理・療養看護委任契約はどんな状況でも利用できる点にあります。一時的なケガ等ですぐに管理を始めなければならない場合や、判断能力が徐々に低下する中で管理を継続させたい場合、死後の処理も依頼したい場合等に有効な手段といえます。

メリット	デメリット	当会の対応
一時的なケガや疾病等判断能力が不十分とはいえない場合でも利用可能です。	任意後見契約と異なり公正証書が作成されるわけではなく、後見登記もされないため、社会的信用は十分とはいえません。	役所や金融機関をはじめどこまで委任契約が有効と認められるかの社会実験を積み上げています。2020.6 未現在、通信会社（docomo 等）以外でのほぼ全ての手続が可能であることを確認しています。
財産管理の開始時期や内容を自由に決められます。	任意後見制度における任意後見監督人のような公的監督者がいないため、委任された者をチェックすることが困難です。	地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、介護施設等との連携の中で（当会および当会担当者の）不正を排除する仕組みをつくり上げています。
特約で死後の処理を委任することも可能です。	成年後見制度のような取消権はありません。	委任者の方と密に関わることで、介護事業者との連携を深めることで、ほんの些細な変化も見逃さない環境づくりに努めています。

### 【任意後見契約】（公証人に任意後見契約公正証書の作成を依頼する必要があります）

任意後見契約に関する法律に基づき、精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況における生活や療養看護及び財産管理に関する事務処理を取り決め、委任者の生活の安定と向上を図ります。

#### （委任事務等の範囲）

1. 当会は、積極的かつ合理的配慮をもって、委任者の意志決定を支援します。
2. 当会は、委任者と適宜面談し、主治医その他医療関係者から委任者の心身の状態について説明を受け、ケアマネジャーやヘルパー等日常生活援助者と密接な連携を図ることで、委任者の生活状況及び健康状態の把握と向上に努めます。
3. 委任者の生存中、委任者は「任意後見代理権目録」記載の後見事務を委任し、その事務のための代理権を当会に付与し、当会は事務を受任します。

#### 任意後見契約報酬

- ・任意後見契約の規定に従い、1ヵ月当たり1～3万円程度であることが多いようです。
- ・通常1年ごとに、任意後見監督人が家庭裁判所に対して報酬付与の審判の申立てを行います。
- ・任意後見監督人の報酬については任意後見契約書で約定する必要はありません。

### 【死後事務委任契約】

当会が委任者の死後事務のために講じる事務処理の取り決めを明らかにします。

#### （委任事務の主な範囲）

1. 当会は、委任者の死亡後における次の事務を受任します。
  - (1) 通夜、告別式、火葬、納骨、埋葬、永代供養に関する一切の事項
  - (2) 政官庁に対する各種の届けや手続き（死亡届や死体火・埋葬許可申請、年金受給停止手続き、介護保険資格喪失届、住民票抹消届、世帯主変更届等）に関する一切の事項
  - (3) 民間事業者に対する各種の届けや手続き（金融機関への届け出、携帯料金を含む公共料金の解約、住居を含む賃貸契約の解約と明け渡し、クレジットカード解約等）に関する一切の事項
  - (4) 委任者が当会と別途締結した財産管理等委任契約にもとづき、委任者から委任された管理財産から費用及び報酬を控除した残余金について、委任者の法定相続人や委任者の指定する者への速やかな引き渡し
2. 以上の各事務に関する費用の支払い

#### 死後事務委任契約報酬

- ・財産管理・療養看護等委任契約報酬に含まれます。
- ・実際の事務に関しては、生活サポートに準じた料金を申し受けます。